

こども未来戦略について

(令和5年12月22日閣議決定)

①こども・子育て政策の基本的考え方

- ◆ 2022年に生まれたこどもの数は、約77万人（ピーク時1／3以下）
- ◆ 少子化は人口減少を加速化させ、このままでは、日本の経済・社会システムの維持が困難
- ◆ 2030年までがラストチャンス
- ◆ 特に「若者・子育て世代の所得向上」に取り組む
- ◆ 次元の異なる少子化対策の推進により、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現

②課題

1. 若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない
2. 子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある
3. 子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する

③基本理念

1. 若い世代の所得を増やす
2. 社会全体の構造・意識を変える
3. 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

④国の取組み

今後3年間の重点的な取組「加速化プラン」

こども未来戦略「加速化プラン3.6兆円」の施策詳細

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 正規・非正規問題への取組（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月

- ✓ 所得制限を撤廃
- ✓ 高校生年代まで延長
すべてのこどもの育ちを支える
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓ 第3子以降は3万円

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	* 多子加算のカウント方法を見直し

→ 3人の子がいる家庭では、
総額で最大400万円増の1100万円

妊娠・出産時からの支援強化

実施中（2025年度制度化）

- ✓ 出産・子育て応援交付金
10万円相当の経済的支援
①妊娠届出時（5万円相当）
②出生届出時（5万円相当×こどもの数）
- ✓ 伴走型相談支援
様々な困難・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

子育て世帯への住宅支援

- ✓ 公営住宅等への優先入居等
 - ✓ フラット35の金利優遇
- 今後10年間で計30万戸

出産費用の軽減

実施中

- STEP 1 出産育児一時金の引き上げ
42万円 → 50万円に大幅引き上げ
「費用の見える化」・「環境整備」
- STEP 2 出産費用の保険適用
※2026年度を目途に検討

高等教育（大学等）

高等教育の負担軽減を拡大

- 世帯収入約600万円までの多子世帯等に拡充 ※2024年度から
- 多子世帯の学生等については授業料等を無償とする ※2025年度から
- ✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入
- ✓ 貸与型奨学金の返還の柔軟化

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ 「こども誰でも通園制度（仮称）」を創設
• 月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み
※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの開始も可能）
- ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ
• 76年ぶりの配置改善：（1歳児）6対1→5対1（4・5歳児）30対1→25対1
• 民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善
• 「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充
- ✓ 多様な支援ニーズへの対応
• 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化
• 児童扶養手当の拡充、補装具費支援の所得制限の撤廃

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

- 男性の育休取得率目標 85%へ大幅引き上げ（2030年）
→ 男性育休を当たり前 ※2022年度：17.13%
- ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充
 - ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化
• 業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給への助成拡充

育休制度の拡充

- ✓ 産後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため
給付率を手取り10割相当に ※2025年度からの実施を目指す
- ✓ 「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」の創設
• 時短勤務、テレワーク、フレックス勤務などを選択可能に
- ✓ 時短勤務時の新たな給付 → 支援策の内容は世界トップレベル

こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）

概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第1 はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

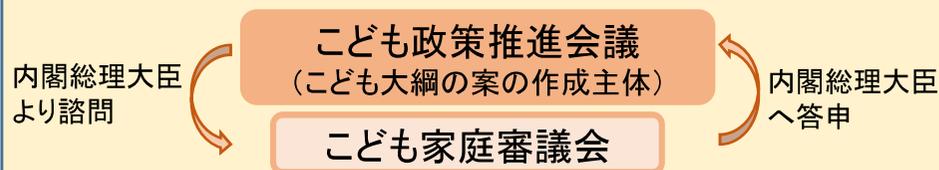
：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）



全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
(こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

※こども大綱の下で進める施策の具体的内容は、こどもまんなか実行計画（こども政策推進会議決定）として取りまとめ、毎年改定。